

契約入所にあたって

(令和2年8月1日現在)

福岡県老人福祉施設協議会
養護老人ホーム部会

はじめに

令和元年7月2日に厚労省老健局高齢者支援課長から「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」通知が発出され、それ以降福岡県老人福祉施設協議会養護部会で、「契約入所」に向けた取組を検討してきました。その結果「通知の解釈」を行い、同時に「契約入所に対する質問と対応方法」を中心に養護部会独自でまとめてみてはどうかという結論に至り、「契約入所にあたって」を作成いたしました。

また、この資料の中で「通知解釈及び養護部会 Q&A」作成に当たっては、福岡県介護保険課に確認及びご助言をいただきながら作成いたしました。お忙しい中、ご助言ご協力いただきました福岡県介護保険課には厚く御礼を申し上げますとともに深く感謝いたします。

最後になりますが、この「契約入所にあたって」の資料が、各施設皆様方の契約入所ご検討の一助となれば幸いです。

令和2年9月1日 福岡県老人施設協議会養護部会

活用される前に

この「契約入所にあたって」は、「通知解釈」「養護部会 Q&A」「養護部会のつぶやき」「全国老施協養護老人ホーム部会契約入所利用契約書」「厚労省高齢者支援課長通知及び厚労省高齢者支援課 Q&A」から構成されています。

- 「通知解釈」「養護部会 Q&A」は、福岡県介護保険課と令和1年9月～令和2年3月まで確認作業をした結果を記載しています。
- 「養護部会 Q&A」は全国老施協養護老人ホーム部会に契約入所について寄せられた質問をもとに、福岡県老施協養護部会で検討、作成してみました。
- 「養護部会のつぶやき」は契約入所について感じていることをつぶやいてみました。
- 「全国老施協養護老人ホーム部会 契約入所利用契約書」は全老施協養護老人ホーム部会から示されたひな形を添付しています。
- 契約入所金額設定は、各施設、法人で設定していただくこととなります。
- 「厚労省通知及び厚労省高齢者支援課 Q&A」は厚労省から発出された通知を添付しています。
- 地域における公益的な取組については、身近なことから実施してみましよう。
- この資料は契約入所を積極的に進めるものではありません。基本はあくまでも措置制度だと思っています。

目 次

1. 契約入所通知解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 契約入所に関する Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 養護部会のつぶやき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4. 契約入所利用契約書ひな形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(全国老人福祉施設協議会養護部会作成)
5. 養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な
取組の促進について【通知】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(令和元年 7 月 2 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長)
6. 養護老人ホームにおける契約入所に関する Q & A について【通知】・・ 25
(令和 2 年 3 月 30 日付厚生労働省老健局高齢者支援課)
7. 養護老人ホーム部会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について（通知解釈）

通知内容	解釈
養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅で生活することが困難な者に対し、市区町村が措置を行い、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練等を行うことを目的とした施設です。 今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれます。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する地域における受け皿として、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えています。 他方、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知しています。 都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）において、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用がなされるよう、周知をお願いします。 また養護老人ホームがその役割を適切に果たしていけるよう、下記の点について、ご承知の上、管内市区町村、養護老人ホーム、関係機関及び関係団体へ周知徹底し、その促進を図るようお願いします。また本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。	○ 措置を行うことが基本であり、契約入所は地域公益活動であると県老施協の考えに県も同意する。 <u>（令和2年3月4日 福岡県）</u> ○ この通知は、あくまでも例外規定であり、措置が基本である。（令和1年9月9日 福岡県に確認済） 例外規定とは、特別に定められている事柄。あるいは原則とは別に個別のケースに対応して定められているルールなどを意味する語

記	
1. 契約入所について 養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いとしている（別添）ものの、十分な周知が図られていない。 その間、平成29年10月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。 また、昨年4月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代に拡げていくべく、地域共生者社会の実現に向けた取組の推進を柱の1つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。 このような状況を踏まえ、改めて、以下のとおり、契約入所の取扱いをお示しする。 (1) 対象者 居住に課題を抱える者 ※「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。	○ 「収容の余力がある場合」とは定員+αではない。定員内。(令和1年9月9日 福岡県に確認済) ○ 空床があっても、必ず受けなければならないものではない。(令和1年9月9日 福岡県に確認済) ○ 「余力」には設備面も入っている。(令和1年9月9日 福岡県) ○ 体制が整っていない中での契約利用は難しいと思われる。(令和2年3月4日 福岡県) 疑問：契約入所の期間をどう考えるか、契約入所から措置入所が考えられるか ○ 「居住に課題を抱えるもの」の対象の中に、国の見解として、生保の対象者は入らない前提である。(福岡県が国に確認 令和1年9月9日 福岡県)

※なお、契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。 〈住宅確保要配慮者〉 ① 低額所得者（月収 15.8 万円（収入分位 25%）以下 ② 被災者（発災後 3 年以内） ③ 高齢者 ④ 障害者 ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者 ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等） ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後 3 年以上経過） ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者 （2） 範囲 定員の 20% の範囲内 （3） 財産処分の取扱い 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179	○ 生保で措置になじまない人（措置されなかった、低額収入、環境面）からの利用料徴収方法は個別に判断することになると思われる（令和 1 年 9 月 9 日 福岡県） ○ 「住宅確保要配慮者」については、国交省の対象者のため、意味合いを深く捉えなくてよいと思われる。（令和 1 年 9 月 9 日 福岡県） ○ 「収入分位 25%」とは、全国の 2 人以上世帯を収入の低い順に並べ、収入の低い方から 4 分の 1 に該当する収入に相当する分位をいう。 ○ 費用については、市町村との協議、各施設で契約時の額等の判断が必要となってくる。（令和 1 年 9 月 9 日 福岡県） ○ 施設ごとの費用設定が必要となる。各法人の契約入所の捉え方によって、期間、管理費、光熱水費、生活支援に必要な費用の考え方について相違が出てくる。 ○ 契約入所で空床費用補てんを考えない方が良いと思われる。食費を払えない利用者也存在する。あくまでも地域における公益的な取組の一環。 ○ 費用を高く設定した場合、そもそも利用する方がいるのだろうか？（令和 1 年 9 月 9 日 福岡県）
--	---

号)に基づき、補助金等の交付を受けて整備した養護老人ホームの場合には、厚生労働大臣の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して、財産処分(転用、譲渡、交換、担保、取壊し、廃棄)廃棄してはならないが、契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものではないことから、財産処分に該当しないものである。	
---	--

契約入所に関するQ & A

全国からの質問事項に対する福岡県養護部会としての見解

1. Q 契約入所の基準が曖昧で活用のプロセスがわからない。解釈通知等を示して頂きたい

A 契約入所については、老高発 0702 第 1 号令和元年 7 月 2 日厚生労働省老健局高齢者支援課長から発出通知のみであり、契約なので基本各施設等で解釈を行いながら実施していくことになると思われる。

2. Q 契約書はどのようにしたらいいのか。契約者は本人か、身元引受人か。

A 契約は利用者本人との契約になると思われる。

3. Q 利用料はどういう計算になるのか？措置費と同額、全て自己負担なのか？市町村からの負担はあるのか？適正な料金がわからない

A 利用料については、契約なので基本各施設等で決定することとなると考えられる。また、すべて自己負担になると思われる。但し、市町村からの負担があるかないかは市町村との協議が必要になると考えられる。

4. Q 契約入所した方は、介護保険サービスの利用できるのか

A 契約入所の対象者は、「住宅確保要配慮者」とあり、契約入所は対象者の住宅施策でもある。当然在宅扱いとなり、介護保険サービス利用は可能と考えられる。

5. Q 行政担当者の措置入所に対する認識が低い状況の中、定員の 20% の範囲内での契約入所だけ推し進めることによって、問題をすり替えられ措置控えに拍車がかかるのではないか

A あくまでも措置入所が基本であり、例外規定として契約入所が存在すると思われる。しかし、貴見のとおり、市町村担当者によって解釈が異なる場合も想定されることから、慎重に進めることが必要と考えられる。

6. Q 契約入所については施設と本人の契約として良いのか。県、市町村等の関わりは必要ないのか。

A 契約入所については、契約という考え方は、「施設」と「本人」との契約と考えられ、また老高発 0702 第1号令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長から発出の通知の中に「例えば養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど」という文言があり、市町村との協議が例示されており、関りは必要と考える。

7. Q 措置費の改定がないことや市町村の措置控え、人件費や物価の上昇等により施設運営も厳しい状態です。空床活用については、行政からの緊急的な措置による短期入所の受け入れを行っている。今回の「契約入所」についても、対象になる例などを、お示し頂きたい。また、料金についても短期入所と同額程度で構わないのか

A 国としては、老高発 0702 第1号令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長から発出の通知のみで、その中に一定程度の所得がある視覚障害者のほか、「住宅確保要配慮者」の例示がある。料金については、各施設等での設定となると考える。

8. Q 人員配置については、契約入所は当然定員数内であり余力のあるという文言も含まれることから、無理等なければ定員内配置で構わないという解釈でいいのか。

A 貴見のとおり。

9. Q 以前、ショートステイと同じ金額で契約入所を運用していたが、指導で「措置施設が個人と契約してショートステイを運用してはならない」と指摘されたが今回はそれに当てはまらないのか。

A 今回の老高発 0702 第1号令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長から発出の通知により、契約入所は可能であるため、指導に該当しないと考える。

10. Q 今回の契約入所は措置控え対策とは違い、あくまでも住宅の確保という位置づけと解釈していいのか。

A 国としては空床対策と住宅施策として位置づけていると考えられる。

1 1. Q 契約入所者が措置対象者となる場合は措置入所への移行は可能性
があるのか

A 市町村の判断によると思われる。

1 2. Q 措置控えが継続する中での空き部屋対策として通知を見て有効な
対策であると感じた。定員減をしてこなかったが本当に有効策なの
かは今後のガイドラインの作成に期待する。

A 貴見のとおりと考えるが、利用料は各施設の判断となることから、
施設の収支等を考慮し、慎重に進めることが必要と考える。

1 3. Q 措置入所に至らなかったケースが、この契約入所によって養護老人
ホームの利用に繋がることは、利用者にとっても施設にとっても有
効です。養護老人ホームは単なる収容の場所ではなく、職員による
見守り体制や相談援助、自立支援に向けた生活支援や教養娯楽など
の活動、栄養管理、健康管理などの体制が整っている施設です。養
護老人ホームの空床を利用しての契約入所が適正なルールのもと
に施設の状況や機能の幅によって柔軟に活用されていくことによ
り、ここ数年で問題が浮上してきた人材確保困難による老人ホーム
内での事故多発や有料老人ホーム内での孤独死、貧困ビジネスの横
行などの問題にも対応していけるのではないかと思う。県として市町
村への周知強化は可能でしょうか

A 貴見のとおり。県を含め関係団体機関等を通じて、市町村に対する
周知は可能と思われる。

1 4. Q 既存の措置入所者と契約入所者との処遇・サービス等についての区
別やバランスなど具体的な内容が分からない。

A 「契約入所」については、本人と施設等での契約となるので具体的
な処遇・サービス等の内容は各施設等で実施することになると思
われる。

但し、通知の中で、「収容の余力がある場合」とあるので、留意が必要と思われる。

15. Q 契約入所の対象者は「住宅確保要配慮者」とあるが「定額所得者・被災者・高齢者・障害者・子育て世帯」という定義では、様々な年齢の方が対象になる。措置入所者は、原則 65 歳以上だが、契約入所にも年齢の制限を設けるのか。対象者については、あくまでも異例として捉えてよいのか。

A 通知の中の例示のとおりで、年齢制限はないと思われる。

16. Q 生活保護対象者であっても、措置にはなじまないが契約入所で個人として必要と判断できれば入所は可能という判断でよいのか。

A 生活保護対象者の場合、生活保護継続されるのか等を含め市町村との協議が必要と思われる。

17. Q 生活困窮者とはあるが生活保護者とは記述されていない為、生活保護者もいれてもらうべきではないでしょうか。

A 生活保護対象者の場合、市町村との協議が必要と思われる。

18. Q この契約入所において、施設設備、運営基準などの管理は市町村なのか、県なのか。それとも必要ないのか

A 利用に際しては市町村との協議が必要と思われる。

19. Q 契約入所という取組について、県、市町村、どちらにその決定権があるのか

A 利用決定に関しては、本人と各施設等の同意となると思われ、県及び市町村には決定権はないと思われる。

20. Q 契約という性格上、契約対象者が支払える金額でなければならない。また、提供する居住環境が、相応しいものであるかどうか大きな要素である。例えば、個室であるか否か、築何年の建物であるか、提供されるサービスの種類と量など、勘案されなくてはならないと思うがいかがでしょうか

A 貴見のとおり。上記の例を勘案しながら、各施設の判断により契約書等必要書類の準備が必要になってくるのではないかと考える。

21. Q 養護老人ホームの建物の性質上、各居室に調理設備がなく、集団給食であることを考慮すると、食費を含んだ利用料設定にならざるをえないことも契約上検討する必要があるか

A 「契約入所」については、本人と施設等での契約となるので料金等具体的な内容は各施設等で判断し実施することになると思われる。

22. Q 養護老人ホームで生活をしていただく以上、措置費の生活費以上の報酬がなければ、経営上事業が成り立たないと思うが金額設定はどのように考えたらよいでしょうか

A 「契約入所」については、本人と施設等での契約となるので生活費や食費、居住費などの具体的内容は各施設等で検討し実施することになると思われる。その中で、金額設定については特に慎重に進める必要がある。

養護部会のつづき（令和 2 年 2 月 1 0 日現在）

1. 契約入所について、国は 1 日当たりの費用の提示が必要ではないか
⇒令和 2 年 1 月 9 日現在 提示無し 契約のため提示ない可能性大
2. 個室と多床室利用の場合、費用の差額を設けてよいか
⇒契約のため可能と思われる
3. 契約入所中、生活保護の適用の有無
⇒契約入所利用の際、収入がない場合、入所中の生活保護適用もあるのか
不明
※生活扶助基準 64, 353 円（高齢者単身世帯 68 歳 3 級地の 2）
4. 「居住に課題を抱えるもの及び住宅確保要配慮者」については、対象が幅広い
ため受入れについて事前及び定期的な研修会等が必要ではないか
⇒特に入所が長期化した場合等
5. 「居住に課題を抱えるもの及び住宅確保要配慮者」については、もともと
契約になじめない人たちも含まれると思われるが、契約入所でよいのか
6. 契約入所について、入所の流れ及び方法について市町村との協議が必要で
はないか
⇒契約入所に向けた行政（市町村、都道府県）とのシステム作りが必要
7. 契約入所から措置入所への変更も可能とすべきではないか
⇒同上
8. 契約入所の期間設定及び退所支援をどうするか
⇒同上
9. 契約入所の地域住民への周知方法及び広報について
⇒行政や地域包括支援センターを通じた入所が望ましい。
10. トラブル時の対応方法、事故報告（市町村への連絡等）
⇒上記関連
11. 契約入所者で満床になった場合、措置入所希望者への対応
12. 全国共通の重要事項及び契約入所書式のひな形が必要ではないか
⇒全国老施協養護部会で作成済
13. 健康診断書は入所前に原則必要ではないか
14. 地域における公益的な取組について各施設における実践状況の把握と
呼びかけ
⇒養護部会等での取組みが必要
15. これからの養護老人ホーム、多様化する地域課題に積極的に取り組む重
要性

⇒地域共生社会の中での役割が求められる

16. 契約入所にて、体験利用を実施し、措置につなげてよいのではないかと考えられるが市町村等との協議が必要。

養護老人ホーム ○○ 園

契約入所 利用契約書

◆ ◇ 目次 ◇ ◆

第1条（契約の目的）	第16条（身元保証人）
第2条（契約者の資格）	第17条（造作、模様替え等の制限）
第3条（契約期間）	第18条（原状回復の義務並びに費用の負担）
第4条（管理、運営の実施）	第19条（賠償責任）
第5条（各種サービス）	第20条（長期不在）
第6条（食事の提供）	第21条（立ち入り）
第7条（入浴の準備）	第22条（契約利用者からの契約解除）
第8条（生活相談、助言）	第23条（施設からの契約解除）
第9条（緊急時の対応）	第24条（契約の終了及び処置）
第10条（生活援助）	第25条（居室の変更）
第11条（レクリエーション）	第26条（個人情報の保護）
第12条（保証金）	第27条（苦情処理）
第13条（利用料等）	第28条（その他）
第14条（利用料等の納入）	
第15条（資料の提供）	

様（以下「契約利用者」という。）は、社会福祉法人 会 養護老人ホーム ○○ 園（以下、「施設」という。）を契約入所するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約入所の目的及び対象者、範囲等）

養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20%の範囲内で契約入所を認める取扱いとなっている（令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知 老高発0702第1号「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」）契約利用者が、心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、また契約利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約利用者に対し、この施設を利用させること及びこの契約の定める各種支援（サービス）を提供することを約し、契約利用者は施設に対しこの契約の定めるところを承認し、この契約を履行することを約します。

- 2 契約入所の対象者は、居住に課題を抱える者とする。
- 3 施設の受入可能な範囲は、定員の20%の範囲内とする。
- 4 本契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものではないことから、財産処分に該当しないものである。

第2条（契約者の資格）

契約利用者は、第2項に定める「居住に課題を抱える者のほか、施設長が認めた者とする

2 「居住に課題を抱える者」とは、次の者をいう。

- ・ 一定程度の所得がある視覚障害者
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「住宅確保要配慮者」として、次に定める者をいう。
 - ① 低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
 - ② 被災者（発災後3年以内）
 - ③ 高齢者
 - ④ 障害者
 - ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
 - ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

なお、契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮することとする。

3 「施設長が認めた者」とは、次の（1）から（ ）のすべてに該当する者をいう。

- （1） 生活費に充てることができる所得などがあり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能である方

- (2) 身元保証人が1名得られる方。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は要しない
- (3) . . .
- (4) . . .

第3条（契約期間）

入所（居）者は、令和 年 月 日（以下、入所（居）可能日という。）

以降であれば、いつでも居室に入居することができる。

2 前項に定める入所（居）可能日をもって本契約の効力が生ずる。

3 この契約は第22条及び第23条に基づく「契約の解除」が行われない限り、これを継続する。

第4条（管理、運営の実施）

施設の管理運営は、施設長がその責任において実施するものとし、契約利用者は施設の定める運営規程に従う。

第5条（各種支援及びサービス）

施設は、契約利用者の求めに応じ契約利用者に対し、次のサービスを提供することができる。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴の準備
- (3) 各種生活相談と助言
- (4) レクリエーション及び行事
- (5) 健康管理及び疾病、負傷等緊急時の援助
- (6) その他他個々に必要な支援及び介護

第6条（食事の提供）

施設は契約利用者に対し、1日3食、高齢者の健康に配慮した食事を食堂等において提供することができる。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供する。

2 第1項に掲げる食費については、1食あたり〇〇円とし、月額で〇〇円を契約利用者より徴求することができる。

第7条（入浴の準備）

施設は常に入浴設備を良好に管理し、入浴は週2回以上とし、定められた時間に契約利用者が

利用できるよう入浴の準備を行うことができる。

第8条（生活相談、助言）

施設は契約利用者の希望により、常時各種の生活相談に応じ、必要に応じ行政及び居住支援協議会等関係機関への紹介手続き等の援助を行う。

第9条（緊急時の対応）

施設は、契約利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、

常に万全の管理体制がとれるよう配慮します。

第10条（生活援助）

施設は、契約利用者が入所（居）後、日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、介護サービスが導入できるよう所要の措置をとるものとする。

第11条（レクリエーション等）

施設は、契約利用者の生活が健康で潤いあるものとなるよう、必要な助言を行うとともに、契約利用者が自主的に趣味（楽しみ）、教養、娯楽等のレクリエーション等を実施する場合は、その適性と思われる行事等に協力し便宜を供するものとする。

第12条（保証金）

施設は、契約時に保証金として_____円を預かるものとする。

- 2 この保証金は、無利息であり入居年数によって償却するものではない。
- 3 保証金の支払いは、一括及び分割の納入ができる。
- 4 施設は、次の各号に該当する場合は、この保証金を充当することができる。
 - （１）第13条（利用料等）に定める月々の利用料が支払えなくなった場合
 - （２）第19条（原状回復の義務並びに費用の負担）に定める事項につき原状回復に要する費用が発生した場合
- 5 保証金の返還は、契約利用者の居室明渡しの翌日から起算して2ヶ月以内とし、保証金受取人は、契約利用者又は身元保証人とする。
- 6 原状回復、充当金ともに不足分が発生した場合は、契約利用者及び保証人へ別途請求することができる。

第13条（利用料等）

利用料の額については、別表に基づき、契約利用者別に算定して契約利用者に通知します。

＊その他の定め方としては、利用料として、月額〇〇円とする でも可かと想定されます。

第14条（利用料等の納入）

契約利用者は前条の利用料に関し、当月分としてその支払いを行うため「預金口座振替依頼書」により契約利用者又は保証人の口座より口座振替（毎月____日：ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日）の手続きを行う。但し、月の半ばからのご利用や処理の都合等により口座振替が間に合わない場合は、指定の金融機関へ口座振込又は現金による支払いにより行うものとする。

入金先	-----	〇〇銀行	支店
		普通	〇〇〇〇〇
名 義	-----	社会福祉法人	〇〇〇
		理事長	〇〇 〇〇

- 2 月の途中に入所（居）の場合は、日割り計算とする。
- 3 月の途中で退居する場合は（1ヶ月前より申し出の場合）は、当該月の始めから退居の日までを日割り計算した金額とする。

第15条（資料の提供）

契約利用者は入所（居）時及び毎年、利用料認定に要する次の資料を必ず施設に提出しなければなりません。

（１） 収入額の認定に必要な書類

イ 前年分の所得税確定申告の写し

ロ 確定申告のない場合は、年金通知書の写し又は所得の源泉徴収票その他収入を証明できる書類

（２） その他、施設が指定する書類

第16条（身元保証人）

契約利用者は、居住支援法人等の援助を受けることなども含め、入所（居）時に身元保証人を〇名立てるものとする。

2 身元保証人は、契約利用者の緊急事態等に対応できる方（施設近隣市区町村在住の方等）を立てるものとする。ただし、身元保証人がいない場合はこの限りではない。

3 身元保証人は契約利用者に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の債務について連帯して履行の義務を負うとともに、契約利用者の身柄及び契約利用者の所有物を引き受ける責任を負うものとする。

4 身元保証人の住所又は氏名を変更したとき及び身元保証人が死亡等のために変更を要するときは、その旨を速やかに通知しなければならない。

第17条（造作、模様替え等の制限）

施設の居室以内外については、造作、模様替え等をしてはならない。

2 万一、許可なく造作及び模様替えをした場合は、第18条（原状回復の義務並びに費用の負担）に準じ原状回復を行うものとする。

第18条（原状回復の義務並びに費用の負担）

契約利用者は施設及び備品について、契約利用者の責に基づき汚損、破壊もしくは滅失したとき、又は施設に無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は施設が定める代価を支払わなければならない。

2 契約利用者は、この契約を解除又は終了した場合において契約利用者の居室を施設に明け渡すとき、修理もしくは取り替えを要する場合には、その費用は契約利用者が負担しなければならない。

第19条（賠償責任）

天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、契約利用者が受けた損害、災難について施設は一切賠償責任を負わないものとする。ただし施設の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

第20条（長期不在）

契約利用者がその居室に3ヶ月以上不在となる場合には、契約利用者は施設に対し予めその旨を届け出るとともに、各種費用の支払、居室の保全、連絡方法等について施設と協議するものとする。

第21条（立ち入り）

施設は契約利用者の緊急事態への対応、及び居室の保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると認められるときは、契約利用者の承認を得ることなく居室に立ち入ることが出来ます。

第22条（契約利用者からの契約解除）

契約利用者は本契約を解除することができます。この場合には、契約利用者は契約終了を希望する日の30日前までに施設に通知するものとする。

- 2 契約利用者が病気療養及び諸事情等で、か月以上居室を不在とする場合は、施設、契約利用者、身元保証人の間で協議してこの契約を解除することができる。
- 3 契約利用者が契約解除の通知を施設に行わず居室を退居したときは、施設が契約利用者の退居の事実を確認した翌日から起算し、日目を持ってこの契約は解除されたものとする。

第23条（施設からの契約解除）

施設は契約利用者が次の各号に該当したときは、か月間の予告期間を置いてこの契約を解除することができます。

- (1) 契約利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 契約利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われないなど悪質な滞納等の場合
 - (3) 契約利用者の心身状況の変化に伴い、介護保険サービスを受ける必要な状態にも関わらず、必要な介護保険サービスを受けることができなくなった場合
 - (4) 契約利用者が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従業者もしくは他の契約利用者等の、生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (5) 施設が定めた利用料金の変更等に同意できない場合
 - (6) 施設の解散、破産又は滅失や重大な毀損によるやむを得ない事情により、サービスの提供が不可能な状態及び閉鎖する場合
- 2 施設は契約利用者に対し、施設からの契約解除通告に伴う予告期間中に、必ず契約利用者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、契約利用者、身元保証人、その他関係者、関係機関と協議し、契約利用者の移転先の確保につき協力するものとする。

第24条（契約の終了及び処置）

この契約は、前条、前々条による契約の解除、又は契約利用者が死亡したときに終了します。

- 2 施設は、契約利用者の所有物を善良な管理の下に注意をもって保管し、契約利用者の身元引受人に連絡して一切の処置を行う。
- 3 契約利用者の身元引受人は前項の連絡を受けた場合は、日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければならない。
- 4 明け渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、施設において処分できるものとする。

- 5 契約利用者は、契約終了日までに居室を施設に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの利用料金等を施設に支払うものとする。

第25条（居室の変更）

施設は、契約利用者が次の各号の一つに該当するときは、居室の変更をすることができる。

- （１） 契約利用者の心身状態の変化等により、居室を変更することが適当と認められたとき
- （２） その他、契約利用者からの申し出も含め、施設が必要と認められるとき

- 2 前項の居室の変更は、予め事前に契約利用者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第26条（個人情報の保護）

施設の職員は、業務上知り得た契約利用者及びその家族の個人情報については、契約利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことがないように努める。

- 2 個人情報の公表に関しては、契約利用者の心身の療養、介護サービスの円滑な実施、療養上適切な施設、病院への移転の場合等、個人情報を各事業所等と取り扱う場合、別途定める「個人情報の取り扱いに関する同意書」の同意の上で行うものとする。

第27条（苦情処理）

施設は、契約利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情相談受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 契約利用者からの苦情処理については、「契約利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱」に準じ対応を行う。

第28条（その他）

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設、契約利用者間において協議し誠意をもって解決する。

以上の通り、施設、契約利用者、身元保証人は記名（署名）押印のうえ契約し、その証として各1通ずつ保有します。※ なお自署の場合は押印は不要とします。

契約日 令和 年 月 日

理 事 長 （法人及び施設） 住 所： 〒
 都道府県 市 町 番地
 氏 名： 社会福祉法人
 理事長 印

契約者 _____ 住所： _____
_____ 氏名： _____ (印)

身元保証人住所：
氏名：⑩

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について

養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅で生活することが困難な者に対し、市区町村が措置を行い、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練等を行うことを目的とした施設です。

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれます。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する地域における受け皿として、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えています。

他方、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知しています。

都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）において、① 入所措置すべき者の適切な把握、② 入所判定委員会の定期的な開催、③ 所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用がなされるよう、周知をお願いします。

また、養護老人ホームがその役割を適切に果たしていけるよう、下記の点について、御了知の上、管内市区町村、養護老人ホーム、関係機関及び関係団体へ周知徹底し、その促進を図るようお願いします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 契約入所について

養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いとしている（別添）ものの、十分な周知が図られていない。

その間、平成29年10月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に

対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

また、昨年４月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代、全対象に拡げていくべく、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を柱の１つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

このような状況を踏まえ、改めて、以下のとおり、契約入所の取扱いをお示しする。

（１）対象者

居住に課題を抱える者

※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第２条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

※ なお、契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

＜住宅確保要配慮者＞

- ① 低額所得者（月収 15.8 万円（収入分位 25％）以下）
- ② 被災者（発災後 3 年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、ＤＶ被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後 3 年以上経過）
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

（２）範囲

定員の 20％の範囲内

（３）財産処分の取扱い

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、補助金等の交付を受けて整備した養護老人ホームの場合には、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して、財産処分（転用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し・廃棄）してはならないが、契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものではないことから、財産処分に該当しないものである。

2. 地域における公益的な取組について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備・運営基準」という。）第28条において、養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととされている。

この点、平成28年4月施行の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

また、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を実施したところですが、この中で、多様化する地域課題に積極的に取り組むことの重要性が報告書として取りまとめられた。

このような状況や、設備・運営基準第4条では、養護老人ホームの食堂、集会室等の設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでないこととされていることを踏まえ、以下のとおり、地域における公益的な取組の促進をお願いする。

（1）取組の内容

社会福祉法第24条第2項に規定する要件を満たすもの。例えば、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の取組分類では、以下の例が示されている。

- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- ・ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
- ・ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- ・ 既存事業の利用料の減免・免除
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・ 地域住民に対する福祉教育
- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり

（2）財産処分への取扱い

（1）の地域における公益的な取組を行う場合には、利用定員を減少させず、かつ、設備・運営基準を遵守した上で、本来の業務に支障を及ぼさない範囲であれば、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものであることから、財産処分に該当しないものである。

老人福祉法施行事務に伴う疑義照会について

(昭和39年2月11日 社施第5号
神戸市民生局長あて 施設課長回答)

昭和38年12月7日神戸保第732号をもって照会のあった標記については、次のとおりであるから了知されたい。

1 照会記の1について

養護老人ホームへの収容又は収容の委託の措置は、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第4の1に定める基準に適合する場合に行なわれるものであり、設例の場合も、当該基準に適合する限り、前記の措置が行なわれるべきである。

この場合、措置の実施機関は、軽費老人ホームを利用しうると判断される者に対してその旨を教示すべきものであるが、これに従わないことの故をもって前記の措置を行なわないことがないよう留意すべきである。

なお、養護老人ホームにおいて収容の余力がある場合に取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所させることが認められる者は、老人福祉法（以下「法」という。）第11条第1項第2号又は同条第2項による被措置者以外の者である。

2 照会記の2について

（削除）

3 照会記の3について

費用徴収が行なわれる被措置者について同時に生活保護法による入院外医療扶助が適用された場合は、その者にかかる収入については、昭和38年8月1日社発第525号社会局長通知第6の(4)のAに規定するところにしたがい、生活保護法による最低生活費に充当されることとなるので、その者にかかる費用徴収については、当該保護受給期間中A階層に属するものとし取り扱うべきである。また、被措置者が、医療扶助によらず、通院して診療を受ける場合は、一般的に前記のような措置を講じる必要は認められないであろうが、特に費用徴収に支障をきたす実情にある者の取扱いについては、昭和38年8月1日社施第27号本職通知別紙の第14問及びその答を参照されたい。

4 照会記の4について

葬祭又は葬祭の委託の措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいないときに行なわれるものであるので、設問のようにその葬祭を行なう者がいるときは、老人福祉法による措置は行なわれないものである。

5 照会記の5について

前記4にいう措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいるか否かによってその要否を認定するものであって、葬祭を行なう者の費用負担能力の有無等によるものではない。なお、当該葬祭を行なう者が要保護者であるときは、生活保護法による葬祭扶助が行なわれるものであるから念のために申し添える。（昭和38年11月29日社保第85号社会局保護課長通知別紙の問4及びその答参照のこと。）

6 照会記の6について

設問の停止の処分は、養護老人ホーム等に収容され、又は養護受託者に委託されている被措置者が一時的に当該老人ホームを退所し、又は養護受託者の家庭を出た後、若干期間を経て、当該老人ホーム等に帰来することが明らかに予想される場合等においてこれを行なうこ

とが予定されているものであるが、現在の取扱いにおいては、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第8により行なうこととされている。

7 照会記の7について

貴見のとおりである。ただし、不作為に対する不服申立てができるのは、行政不服審査法第2条第2項の規定にてらし、市長が規則において措置の申請について定めている場合に限られるものと解される。

8 照会記の8について

法第11条第5項に基づき都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長がその管理に属する行政庁に限り委任することができる事務は、法第11条第1項から第3項までに規定されている措置についての直接的な事務のみでなく、法第27条及び法第36条に規定されているような間接的な事務をも含むものである。したがって、設問にいう遺留金品の処分の事務については、法第11条第5項に基づき委任することができる。

(照会)

(昭和33年12月7日 神戸保第732号)
(施設課長あて 神戸市民生局長照会)

老人福祉法の施行につき種々御指導いただいておりますが、次の諸点につき疑義がありますので御教示願いたく照会いたします。

記

- 1 相当額の収入（公務扶助料等）又は資産のある者の入所措置については本来的には軽費又は有料老人ホームに入所すべきであろうが、対象施設が少ないため実際的には、養護老人ホームで措置しなければならない場合、その措置方法として
 - ① 老人福祉法による被措置者として全額公費でみるべきか（費用徴収基準では非徴収となる場合）。
 - ② 所謂自由契約の被措置者として措置費全額を本人の負担とすべきか（資産のなくなるまで）。
 - ③ ①として措置する場合、昭和30年5月厚生省社発第72号通知に示された被措置者の割合が80%云々の基準以外の者とはどういう場合が考えられるか。
- 2 費用徴収を徴収基準表どおり行なう場合、納税世帯員が2名以上ある場合は、納税額を合算して適用することは問題が多いと思われるが、あくまでも全部合算すべきか。
- 3 費用徴収対象の被措置者が、その徴収金額の範囲内の通院医療を必要とする場合徴収金はどう取扱うのか（徴収金を0として生保を適用すべきか、徴収金を減額して医療費に充当すべきか）。
- 4 出身世帯のある場合、所謂、葬祭執行者がある場合の葬祭費の負担の原則は、出身世帯にあるか、老人福祉法でみるべきか。
- 5 葬祭執行者が費用負担能力がない場合、老人福祉法で支出するとすればその負担能力がないと判定する認定基準はどうあるべきか。また一部負担もありうるか。
- 6 法施行細則の準則第4条の「停止」とは如何なる場合か（事務費のみ支給する短期入院が該当するのか、またそのほかにもありうるか）。
- 7 措置申出書を作成した場合、その申出書に関する不服申立（不作為も含めて）は成立するか。また、措置非該当の場合却下の方式をとるべきか。
- 8 遺留金品の処分については従来生保では保護法により福祉事務所に委任していたが、老人福祉法では委任の規定がないので地方自治法第153条により事務委任を行なうべきなのか。

事 務 連 絡
令和2年3月30日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム担当課（室）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

養護老人ホームにおける契約入所に関するQ & Aについて

養護老人ホームにおける契約入所については、「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）において、その取扱いをお示ししているところです。

今般、複数の都道府県等から寄せられた事項について、Q & Aとしてとりまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村を通じて各養護老人ホームに周知いただきますようお願いいたします。また、指定都市及び中核市におかれましては、各養護老人ホームに周知をお願いいたします。

問１ 契約入所の通知発出により、措置権者である市区町村が、本来、措置すべき者を措置しなくなる恐れがあるのではないかと養護老人ホームから意見があるが、厚生労働省の考えを教えて欲しい。

(答)

- 「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（令和元年７月２日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下「本通知」という。）においては、定員に対して２０％の範囲内であれば、契約入所が可能であることを再周知したものである。
- 本通知においては、契約入所に当たって、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮する、としており、必要な者に対する措置制度の適切な活用が前提となるものである。

問２ 今後、厚生労働省として、契約入所を積極的に推進していくのか。

(答)

- 養護老人ホームの在所率は、平成３０年１０月１日時点で、８９．４％となっており、地域によっては、必ずしも高くなく、空床が生じているケースもあると承知している。
- 一方で、平成２９年に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る観点から、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなったほか、平成３０年に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。
- このような養護老人ホームにおける空床の状況や期待される役割を踏まえ、契約入所の取扱いをお示ししたものであり、措置入所に支障がないよう配慮した上で、取り組んでいきたい。

問3 契約入所を取り組むに当たっての契約書は、各養護老人ホームが独自に作成する必要があるのか。

(答)

- お見込みのとおり、契約書については、各施設において作成する必要がある。
- なお、関係団体において、契約書のひな形を作成しているので、参考とされたい。
※ 公益社団法人全国老人福祉施設協議会ホームページ
URL : <http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/other/detail/323>

問4 契約入所の利用料は、措置入所の措置費と同額でも差し支えないのか。

(答)

- お見込みのとおり、利用料は、各施設や地域の実情により、設定することとなり、お尋ねのとおり、措置費と同額とすることでも差し支えない。
- なお、関係団体において、契約入所の参考事例を収集しているので、参考とされたい。
※ 公益社団法人全国老人福祉施設協議会ホームページ
URL : <http://www.roushikyo.or.jp/contents/pr/other/detail/323>

令和２年度 養護老人ホーム部会
委 員 名 簿

役職名	施設名	氏 名	選 出
部 会 長	篠 原 の 里	田 中 英 樹	福 岡 地 区
副部長	明 光 園	前 野 義 章	筑 後 地 区
委 員	田 尻 苑	小 原 勲	福 岡 市
委 員	遠 賀 静 光 園	佐 藤 一 栄	筑 豊 地 区
委 員	朝 倉 苑	組 坂 敏 和	筑 後 地 区
委 員	恵 昭 園	横 尾 和 暁	次 世 代 委 員 会